

公共工事における適正賃金の保障と入札の改善に関する意見書

公共工事の入札が成立しない入札不調が増加しています。報道によれば、今年度の4月から6月に国が北海道で入札を行った公共工事では、入札不調が昨年同時期の2倍に上っています。入札不調の増加は、東日本大震災の被災地における復興事業や景気回復に伴う建設工事の増加による資材の高騰と工事を担う人材不足が全国的に広がりつつある影響と見られています。

建設業就業者数は、平成23年の推計で約497万人（国土交通省資料）となっており、平成4年の619万人から約20%減少しています。また、就業者のうち55歳以上が約33%であり、29歳以下は約12%と高齢化が進行しています。

これまでの建設投資の大幅な減少により受注競争が激化し、ダンピング受注や下請へのしわ寄せ等で、現場で働く労働者の処遇が悪化したことにより、深刻な人材不足を生じさせてきました。重労働の割に低賃金なため、中堅層・若年層の離職が相次ぎ、就職後3年以内の離職率も製造業の2倍近くに上っています。

震災復興事業は加速させなければならず、また、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震にも備えるとともに、国内全域で老朽化が進む公共インフラの防災・減災対策も待ったなしです。そのためにも、必要とされる公共工事における円滑な入札への取り組みは急務であると言えます。

よって、国におかれましては、入札不調を解消するため、下記の事項について環境整備を早急に進めるよう強く要望します。

記

- 1 地元に精通した施工力のある建設業者が、各地域のインフラを安定的、継続的に維持管理できるようにするため、地元への貢献や技術力に対する加点評価など、多様な入札契約方式の導入を促進すること。
- 2 公共工事設計労務単価の大幅な引上げに伴う賃上げ状況の調査と指導徹底、職人の確保と働く環境の改善に向け、公共工事に関わる全ての事業所に対する社会保険の加入促進や、公共工事の入札における若年者らの確保と育成に取り組む建設業者への加点評価を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月12日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣
国土交通大臣
経済産業大臣